

## 生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成25年2月5日(火)  
午前10時～正午  
場 所 コミュニティセンター2階 203・204会議室  
出席者 委員 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、中村委員、丹羽委員  
野田委員、安田委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長

※会議公開(傍聴者 1名)

配付資料 ・会議次第  
資料13:人権に関する市民意識調査(案)

審議事項  
案 件  
(1)人権問題に関する市民意識調査について  
(2)その他

### 【会議の内容】

(事務局)

議事の進行を会長にお願いします。

(会長)

それでは、本日の会議につきましては、公開とさせていただきますので、その旨、よろしく願いいたします。また、傍聴を希望する方がおられるので、こちらについても許可するものとします。

今日は、先ず、生駒市で人権に関する市民の意識調査を今回、実施されるということ为前提に、そのことについて、どういうふうを考えるか、どうあるべきか、というようなことを検討する実質上、第1回ということになります。事務局の方で人権に関する市民意識調査の事務局なりの、これまでの経緯を踏まえて、従前の調査も参考にしながら、今回こういうことをしたいのだということと、今日、準備していただいている資料について説明をしていただけますか。

それでは、事務局から本日配布されている資料の説明をお願いします。

(事務局)

<配布資料の説明>

(会長)

1枚目のA4の資料に抽出方法であるとか、調査の項目であるとか、今、事務局で説明されたように、どういうふうにとまとめていくのか、どういうふうにご利用していくかも少しイメージができたか、もしくは、その辺を説明してほしいというところもあるので、先ず、

意識調査の案というところに絞って質問等あれば、まず、出してもらいましょうか。

(委員)

よろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(委員)

この調査が、何の目的でされるのかというところが、よく分からないので、是非ともお答えいただきたいと思います。

例えば、私は吹田市の男女共同参画審議会に関わっていますが、例えば、吹田市の場合では、具体的に新しい取り組みをしているのです。そして、例えば、DVの被害者に対する支援を拡充していくための方策を考えていく上で、先ず、そのことについて、市民に知ってもらいたいということがあるなど、それをもっと拡充していくためには、どんなサービスが必要なのかを聞いていくという職命もあって、実際行っていることについて焦点付けたところも設問に含めているのですが、この資料を見ている限りでは、割と一般的な知識を聞いているような意識がして、生駒市の課題を明確にして、それをどういうふう to 解決に持っていくという視点が弱いかなということが印象としてはあるのです。

そもそも、この調査は何のためにするのかということを確認にした方が、内容を検討していく上で、より話を進めやすいかなという気がしましたので、お伺いしたいと思います。目的という部分ですね。

もちろん、経年調査は必要なのですが、今の課題は何なのかというところを、もっと絞って、その問題解決のために、どうしていくのかというような調査の仕方もあると思うのですが、その辺について、どういうふう to 考えておられているのか、お聞きしたいと思います。

(会長)

今、委員の仰った目的をどういうところに定めるかというところで、行政の施策のための目的というところになるとすれば、施策が具体的にはっきりしている方が繋がりやすいと言う感じですかね。

そういうご意見をもとに、その目的というのは今時点で、市で実施されてきたものは、今回はどういうものになるのですか。

(事務局)

基本的に、調査をするに当たって、いろいろ理由があるのです。一番大きな理由の一つは男女共同参画の計画が平成26年で終了しますので、その前に男女共同参画分の意識を測った上で計画に載せていくという課題がありましたので、先ず、それを進めるに当たって、もちろん人権の方も基本計画はあるのですが、人権の基本計画は期間設定をしていないので、その状況に合わせて見直しをするという形になっております。

ただ、共に平成16年くらいに意識調査をしまして、相当年数も経過しているという現状を踏まえて、昨今、市の方もなかなか意識調査というとお金がかかりまして、この意識調査だけでも300万程度かかると見込んでいるのですが、そうすると、なかなか財政上、認めていただけないという実情があるのです。

ですので、取り敢えず、今は男女だけをしておいて、人権は必要に応じたときにしようというのは、なかなか繋がりにくいと言いますか、予算を獲得しにくい事実の現状があるということが一点あるのです。

それと、経年調査という to 男女の方を見直すのに人権の方を、このタイミングを逃してすると、相当先送りになってしまうということになって、何かこの時点で人権の実態みた

いなものも踏まえて、ある程度数字を計っておかないと10年も15年もしてから、前の調査と比較してもあまり意味が無くなっていくところがあるのかなと思います。

次に、前回の会議の際にもお示しさせていただいたのですが、今、第五次総合計画を実施しておりまして、その中の人権についての指数を決めてあるのですが、その課題の指数の中に人権についての関心度、今回の第1問目に入れさせていただいている設問が指数として入っているのですが、実際のところ、前回は平成16年ですし、その前は、第五次総合計画が出来ていなかったですし、その後、人権に関する意識調査はしていないので、指数としては挙げているのです。

また、質問の仕方が国とか県などで違うのですが、人権の関心度というのは質問の仕方は違いますが、内容としては人権の関心度というのは結構、調査をしているのです。そういう中において、生駒市で全然していないのに指標として挙げられているので、このタイミングを逃すと第5次総合計画の中で指標には挙げられているけれども、実際の市民の関心度、ニーズを計っていないというのは、これまた、おかしな話になってきますので、是が非でもこのタイミングで質問したかったというのが、この一つの項目になります。

あとは、基本計画の中にも謳われていますように、時期の変遷、社会の変動等を計っていかないことには、元々の基本計画との齟齬があるのかも分からないですので、そういう意味合いで一番のテーマは、こういう質問を設けたのです。

先ほど、委員さんからご指摘いただいたように、施策になってくると、先ず、施策的に人権ということを知られていない方が多くて、ほとんど皆さん意識していないから、余程、例えば老人に対する交通費の助成で交通利用券をお渡ししているのですが、これは、どこの市でもしておられると思うのですが、お年寄りも、そういうのをよく知っておられて、医療費の支給費関係の認知度も高いのです。

しかし、人権の施策までいくと集会を開催して数百人が来られて、来られた方は知っておられて来るということは認知度があると思うのですが、実際の認知度の中で集会を何回していても、どの程度の認知度があるか分からないですので、まず、施策を知っていただいているかなというところが、こちらの方で難しいところがあるので、施策まで落とすよりは、その前の上の事業までに止めてあるというところなのです。

それを今、仰られるように施策の良し悪しも含めて質問した方がいいというご意見でしたら、それで検討したいと思えますし、ただ、質問数はあまり多く設定できませんので、どこかにポイントを絞らないと、このぐらいの中である程度人権を計ろうとすると、こういうざくとした質問の仕方になっているなという意識は持っていますので、その辺、ご意見いただければなという思いを持っております。

(会長)

たくさん言われると何を言われたか分からないのですが、他の委員も特に目的がどういうふうイメージできるか、それは人権施策を推進する上で、プラスなのかマイナスなのかというふうなところから、先ず、皆さん、意見を出し合って考えていきましょうか。

(委員)

300万円ほどお金をかけられるということですが、調査すること自体が一つの啓発活動だということであれば、3,000名に対して人権の意識調査を個別に文書で出されるのだったら、これぐらいの啓発活動なのかなという気はするのですよ。

もう一つは、先ほどの委員が仰ったように、何を目的にしているのかという議論になってくると、平成16年にして、それから何年か経っていると、その間に市としてはいろいろと人権施策を打って来られたと、その効果があったのか、なかったのかということを実問する必要があるかなと思うのです。

そうすると、生駒市はいろんな個々の施策を打っておられるのですが、今、アンケートを見せてもらった中で、その効果を判定する質問項目になっているかということ、ちょっとしんどいかいかなと思います。

それと、細かい数字的なものを評価するのは、僅か15問、男女共同参画分を入れても30問ですか、その中で、どれだけ施策効果があったのかということ判断するのは難しいかなと思ったのです。

先ほど言われたように人権の関心度がどれくらい高まったかどうかという話が出ましたが、それを市の人権施策の指標として使うこと自体、極めてしんどい部分があるかなという気はするのです。

人権問題と言うのは、本音と建前が全然違うのですね。だから、「人権問題は大切ですか」という質問に対しては、全員がそう思うと思うのですよ。人権問題は全然関係ないという人はいないと思うのです。それが、本音から言うと、今の世の中、人権、人権という意識が強すぎて如何なものかという話になってくるとして、やはり、アンケート調査をするということだったら、建前の意識を探り出すのではなくて、皆さんの本音を買ってもらえるような調査項目になれば、それに越したことはないと思うのです。

ただ、それが調査として、そんなことができるかどうか、私も個人的には分からないのですが、そういうことかなと思っています。

(委員)

私は、前回の審議資料11の平成16年5月にされた調査の結果を興味深く拝見させていただいたのですが、今日配布していただいた資料13の市と国と県の調査項目が合致しているようで、少し違うものがあるなど、三つ照らし合わせて見ると非常に興味深いと思いつつ拝見していました。生駒市の前回の調査結果の中で先ほど委員が言われましたように、アンケート調査というのは、多分そうだと思うのですが、アンケートされることによって啓発を受けた、人権について考えなくてはいけないと思ったという声も結構ありますし、すごく興味深かったのが、同和講演会に生駒市の前回の調査の中では6回以上講演会に来られた方は、差別意識が少ないと言うのですよ。

ということは、同和教育というのは大事だなと思う反面、調査項目の中では、ずっと家庭教育が重要ではないかという、身近な人が語りかけることによって、随分、差別意識が違ってくるという結果も窺い知ることができて、ということは、親御さんや市民への啓発活動が、それこそ6回以上の人権教育講演会などの参加というのは重要なのだろうなと、つくづく思いました。

それと、前回のアンケートで面白いなと思ったのは、この項目はどう人権意識に関係あるのかなと思われるような、例えば、大安、仏滅にこだわりますかというような質問によって、随分と人権意識との兼ね合いが調査の対象になっているなと思って、非常に充実したものになっているのかなと思って拝見していました。

ただ、一つだけ気になっているのは、今回、調査対象が18歳以上と仰っていたのですが、前回は16歳以上を対象にされているのです。それで、10代の方の一般的な声という形で何でもご自由にお書きくださいのところで、10代の方も答えていらして、16歳というのと今回の18歳というのでは何か、抽出形の調査だと今回も16歳からされた方がいいと思うのに、何故、18歳なのかなというのが疑問に思っています。

でも、内容としては、国と県と生駒市と三つを比べると興味深い調査になっているなと感じました。

(会長)

中身は、また三つ並べて見ても、委員が言われるように、質問の巧さも含めていい意味

だとか、意図だとかも出てくるだろうから、中身は、また、その時にでも、ということで、今、18歳以上ということで、16歳以上という考え方もあり得るということと、啓発の一つの調査としての役割があるのかなということなどが出ています。

他にご意見のある方、どうですか。

(委員)

この間、それこそ同和政策の見直しで特別な検討委員会がありましたよね。その委員会に私も召集されたのですが、これは、前回調査以降の話でして、かなり詰めた議論を何回もしたような記憶がありまして、最終、答申という形にさせてもらって実施、移行している。その結果が、どうなっているのかなという部分ですかね。前回から今回にかけて為されたことが大きいので、その辺りで上手くキャッチできるような部分もあってもいいのかなと思います。

ただ、質問をどうするのかということをも具体的には考えていないので難しいのですが、ああいうような形で提言を書くことによって、それが施策に反映されて、その結果、どうなったのかと、すごく条件が悪化して困っているのだと、そうならないと信じていますが、仮にそういうデータがあった場合に考えなきゃいけないですし、上手くいっているのであれば、これとの関係で言って良かったなと考えていますね。関与した者として気になって、それをこれに関しては考えています。

(会長)

所謂この1枚目の調査の目的というところで、前回調査以降に現れた意識の変化を把握するという。これは、市民の側の意識の変化の把握という表現なのですが、その中に施策の結果がこの意識の変化に反映しているかどうか。

単に人の意識がどうかという調査ではなくて、行政がした施策の反映がどうかということが見えるような調査ということイメージされたのですかね。

(委員)

聞き方が難しいですけどね。

(会長)

難しいでしょうね。私も行政が誘導することになりはしないかというふうなこととか、人の意識の自由との問題とも関係で、私はものすごく慎重派なので、その辺がどうかということがありつつ質問を聞いていました。他に意見はありますか。

(委員)

私は、生駒市と県の調査票を自分なりに一度させていただいたのです。その中で、やはり、全体を通じて、今回もこのこと分では同和教育に関して、それはいつ知りましたかという設問があって、それと後の結果を見たら、やはり子どもの年齢の低い時から、そういう教育をしていこうと思ったら、確かに家庭教育が大事なのですが、それを施策で今度は家庭教育にどう引っ張ってくるかという、それが見えた時に、これをしたという意味が見えてくると思うのですが、前回調査から10年近いですよ。

それで、いろいろ施策をなさっている中で兼ね合わせて見たら本当にそれが生きているのかということと、少しでも若い人たちの意見などが反映できるとすれば、前回なされたように16歳以上の市民で調査された方がいいかなというふうに感じます。

(会長)

1回、やってみられたのですか。これは是非、皆さん、今度やって来ましょう。一つの意見を言うのに、自分がしてみたら、これは抵抗があったとか、これを考えるきっかけになったとか具体的に言えますよね。抽象的に言うよりずっとましですよ。

それでは、市民意識調査ということで何かコメントいただけませんか。

(委員)

行政が何かするというのには一定の施策を講ずるための調査のほうですね。そうすると、最初におそらくこういうものをする時には、要するに状況が分からないので、皆さんに聞いてみて、課題が何なのかということをはっきりとするというのには、こういうものをやり始めるときには、それで仕方がないと思うのですが、繰り返しやってくるということになると、一番、最初にこれが課題になるということが分かってくる。

それに対して、行政が何かをしなければならないと考える、それで何かをした、その結果、どうなったのかということを検証して、その検証がこの調査になるはずなのではないですか。

でも、そういう形になっているかどうか、要するに世間によく言われるPDCAサイクルというのがあるのですが、Plan、Do、Check、Actですね。行政がこういうときに私は、Pをするべきではないと思っているので、目標設定をして、ある施策を講じる。

例えば、差別意識をここまで減らすのだとか、そういう目標設定をするべきではないと、私は基本的にはないと思っているので、出発点のPのところをどう考えるかというところを少し置いておくとして、でも、何かした、その結果どうなったかという検証が、この項目でできているかということが問われているのかなと思っているのです。

でも、これはもう、相変わらず昔の感じがしているのと、最後のところに確かに生駒市がこの間、行ってきた啓発活動が最後に少し出てくるだけで、この部分を重点的に本来、聞く問いになっているかどうかということが、本当は重要なことだと思います。

具体的な内容は後で聞くということですが、項目が、あなたに関心のあること、このことについて実態はどうなっているかということについて、実は整合性がないことが質問項目の中に一杯あって、その部分をきちっと精査しないといけなかなと実は思っているところがあります。

調査対象は、やはり、義務教育終わった段階くらいの年齢から始めるのがいいのかなとふうに、要するに義務教育までにどうなのかなということですね。すべての人が、ここまで確実にしているということを前提にしていますから、それが終わった中で16歳というのは、その方が、合理性があるからと思うのです。18歳で切るというのは、私はずっと思っているのですが、18歳というのは合理性が基本的にはない。高校まで義務教育にするのだったら、18歳というのは合理性があると思うのですが、一般論として、要するに何と言うか、高校を卒業する頃というのは18歳ですが、日本の成人年齢は20歳なのだから、実は18歳というのは合理的な数字のようで実は合理的ではないということになります。

ただ、世の中の趨勢というか、世界の趨勢で、18歳で成年年齢を切るというのが、趨勢になってきているので、そこまで下げるという、そのことを前提にするのだったら、18歳というのは意味がありますが、今の日本社会で年齢を18歳にするということはナンセンスだと思っているので、今の制度を前提にした時に、そう思っているのです。前回は16歳にしているのなら、今回も16歳にした方がいいかなと思います。

(会長)

年齢が、そんなに問題になるとは思っていませんでした。なるほどね。  
他の委員さんの意見はどうですか。

(委員)

目的というのは、はっきり分かりませんので、内容の質問でいいですか。

(会長)

はい。

(委員)

質問項目の8の「人権侵害を受けた経験」というのは、これはこれでいいのですが、逆のパターンで聞いた方がいいと思うのです。逆のパターンで「人権侵害をしてしまった」という場合もあると思うのです。

(会長)

人権侵害されたということと、人権侵害をしたということですね。

(委員)

人権侵害をしたという言い方になるとキツイ言い方になると思いますが、例えば、女性に対してセクハラ的なことをしてしまったとかいうようなことも聞いてもいいのかなと思うのです。その時に、自分がどう思ったとか、自分がどうして言ったとかという自分が感じた内容があったらいいのかなと思うのです。これは、人権侵害を受けた方のことばかりですから。

(会長)

これは、被害者を中心にしているのですね。反省をしたり、責任をとって、今は、きちんと頑張っているとかということもあり得ますね。内容的には、その時に入るとして、今の点も含めて目的というところが、どうでしょうね。大体、イメージできましたか。

(委員)

いつまでも一般論で聞いているということは。もちろん、経年で比較するのは大事なかもしれませんが、今の課題としては、貧困という社会的状況というのは、本当にタイムリーな今、取り込まないといけないことだと思っているのですが、そういったことを課題として追加するとか、今、何が求められていて、どう市として対応しないといけないのかというところが、あまりに弱すぎて、一般的な人権に対してどう思いますかというようなことでは。これからの行政はそうではなくて、市民にどういうニーズがあって、市はどう応えていくのかというようにところをしていかないと、せっかく大きな予算ですのに、これまでの比較だけで経年度の比較を重点的にするようなことでは、いけないと思うのです。

税金を使う以上、実際に市民が抱えている問題は何であって、市はそのニーズに対して、どう応えていくのかという積極的な姿勢が見られるようなものにしないといけないと思います。

静的に様子を見るのではなくて、もっと動的にどういうふうにしていくのかという調査であってほしいです。

(会長)

今、仰った市民の意識状況を把握する、行政の側から市民の様子を見るというような、あなたたちは、どういう状況ですかという、一般的、外郭的調査というのではなくて、市民が持っている要求なり、困難なり不満なりというのを行政が掴んで、それを施策に反映させるという、もう少し前向きで、何かありますかという、この点はどうかという質問の仕方の方が施策には反映させやすいと、そういう意味ですよ。

そういう、質問項目には、ちょっとになっていない。

(委員)

はい。実際にこういうこともしていますが、どれだけ周知されているとか、どんな効果があったかということについてもチェックしていく必要があると思います。

(会長)

そうなる、これは根本的に変えるということになりますから、そこまで行くのはなかなか難しいかもしれません。

今のご意見を受けて、委員としてはどうですかね。

(委員)

貧困の問題とか虐待の問題とか冤罪とか、ここ5年くらいでスポットが当たってきているのはその辺りなのですよ。

だから、過去の分は過去の分でいいのですが、最近、新たに認識されだしてきたなど、例えば、冤罪に対して行政が何らかの手を打つというのは、また、いろいろと難しいところがあるかもしれないですが、貧困とか虐待とかは、むしろ地方行政にとっては、手をつけないといけない出来事なのかなと思っています。

もし、スポットを当てるのでしたら、そういったところを当ててもいいかなと思わないことはないですよ。

ただ、結局は、どの辺に目標設定をするか、調査をどの辺りに位置付けるかによって、そこもぐっと踏み込むから、押さえるところは変わってくるのかなと思いますね。

例えば、虐待に関して、どれくらいの認知があって、それに対して、行政がどう手を打つことに関して、どれくらいの関心度が有るのか無いのかは、ある程度、僕が市の施策の担当者だった時に気になると思うのです。

(会長)

国、県、市の過去の調査を実際にしていただいた委員の方に聞きますが、答えている自分として、質問されている市にどんな思いを持たれましたか。

(委員)

生駒市の前回の一番、最初の質問というのは、「世界人権宣言を知っていますか」とか、そういう項目が一番、最初にきたので、開けた時に、うっとうしいなというのが最初の印象でして、言葉は全部聞いて分かっていたのですが、自分の立場を考えて、全部調べ直したのです。

でも、それから始めるのというのは、結構、面倒くさいものが回ってきたなという印象があるのではないのかなというのが、先ず、市の調査では感じたのと、ずっと試みて、虐待とかいう外に見えないことがありますよね。

だから、そういう設問があったら、救われたと思う人がいるのではないかなと思うのです。反対に、自分が子どもに今こんなことをしてしまっている、でも、誰か助けてほしいと思っている人が、「したことがありますか」というところに書いたら、何か救われるものがあるのかなと思いました。実際、調査の回答は書きやすいのですが、調査の回答を終えて、何か、こういうことは変わるかなという期待をしながら答えられる、自分が調査に回答することによって、行政が変わるきっかけになるかなというものが、やはり、何か一つでもあったらいいのにというのが、率直な感想でした。

(会長)

他の委員の方、その辺どうですか。

(委員)

私も配布された調査資料を見て、後ろに行くほど答えやすいのかなという気がしました。私も、質問の順番というのは、とても大事だなと思いました。よくセクハラしたことがありますか、性的嫌がらせはありますかとか、児童虐待のこととか、言葉としては分からない場合もあるのではないかと思います。

こんな行為をしたことがありますかというように、ストレートに聞くのではなくて、個



人的な経験を聞いてくださると前回出なかったことが出るのかなと思うのです。

(委員)

同和の設問はあるのです。どういうことがありましたとか、書く欄もあったのです。今に合ったような質問をもう少し入れた方がいいかなと思います。

(会長)

確かにね。虐待はしながら、悩んでいるお母さんがおられますね。

(委員)

そうすると、膨大な量になってしまいますね。

(会長)

今、そんなことで悩んでいることがありますかというような質問があると、ものすごく、ほっとする人が出てくるかもしれませんね。

別に虐待に限らなくても、例えば虐待とか、虐待という言葉は駄目ですか。

(委員)

だから、もう少し言葉を変えて、思わず手を上げたとかですね。

(会長)

項目等を見ていますが、虐待という言葉はどこかに出ていますか。

(委員)

項目12に「子どもの人権について」という言葉がありますね。

(会長)

理解を深めたいというより、今、悩んでいる問題はありますかという質問をここで書くと、子どもの育て方などについてなどは出てくるかもしれませんね。

行政側の発想で言うと市民の状況はどうかというふうに見るのですが、市民の側から、こういう行政のする調査が活きるものにする、調査を受ける側の視点で調査項目をもう一度問題設定しないといけませんね。調査を受ける側の人の視点で調査項目を考えると、今日の一つの視点にして、それで目的や利用の方法などもそこから見てどうかという議論になりますね。

そうしましたら、全体の項目を今日中に全部は無理ですが、今のような議論、目的であるとか、その後の施策への反映であるとかというようなことと、この調査が何らかの関わりが持っているかどうか。一般的に状況を見るということだけになっていないかどうかという視点。

それと、調査を受ける側が、この項目で受けることで行政に対する期待が持てるとか、何かして欲しいとかいうふうなことに、書くことに意欲が出るようなことも項目として上手く表現できているかという視点で見えていきませんか。今日、可能なところまでして、また続けて議論することとしたいと思います。

(委員)

先ず一つは、行政として、経年度でこの項目は絶対にこの項目は置いておかないといけないのだというところがあるのであれば、そこを確認して、そこは触らずに残さないといけないと思うのですが、そこはどこなのか。確か、3、4のところ、そういうふうに位置付けておられたと思うのですが。

(会長)

それは、項目を検討する中で、これは入れておいた方が良くないかなということでもいいかもしれないですね。先に固定しなくてもいいかもしれないですね。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

まず、項目の1はどうですか。

(委員)

「人権に関心がありますか」ということで、人権に関心があるかどうかを聞いてどうするのだろうというのがよく分からないのですが。

(事務局)

これは難しいのですが、その質問も難しいし、置き換えて言うのも難しいですね。これがベストな質問とは思っていません。これは、基本的には、個人の人権に対する関心度だけなのです。人権ということをあまり意識していないという意味なのか、人権を意識して生活していますという意味なのかという、自分の意識の中にお持ちの関心度なのです。その聞き方ですので、今、いろいろご意見いただいた中にもありましたように、書きやすい質問の形式の方法などもありますので、この辺は、全部、変わる可能性もあるのです。

ただ、高校の体罰の問題を、あなたは体罰についてどうお考えですかと聞けば、賛成だという人は少ないと思うのです。そういう印象を与えた上で質問をするというのは、ものすごく操作しているというところもあるし、ただ、書き方としては、「生駒市の家庭における夫の参加時間は一日の中で30分です。これを家事の協力の時間は一日で平均30分しかありませんと、あなたはどうお考えですか」と。もっと参加した方がいいということになるでしょうね。

実際、もっと妻の家事の負担の軽減を図って、夫の家事の参加を増やしていった有意義な生活をしていこうという、男女共同参画の趣旨であれば、そういう聞き方をしますが、聞き方の問題もちょっと操作してということもあるだろうし、アンケートも大きな啓発の一つになりますし、今こういうふうなことをしていますというようなアピールもしていかないといけないと考えているところでございます。

その中で言うと設問1についてもそうなのですが、聞きたいのは個人の関心度なのです。それを、例えば、こういう聞き方をした方がいいよとか、こういう点についてした方がいいよとか、ご意見いただければ、変えたいなと思っています。

(会長)

項目1、2は権欲的に先ず関心があるかどうか聞いて、次に関心があるものとしておられるので、あなたが関心のある人権問題は以下の中でいくつあっても構いませんから○を付けてくださいということで、人権問題についての関心の有無を先に聞かなくても良いと思うのです。

それを人権課題という硬い言葉で書くより、関心を持っている問題でも充分いいわけですよ。その問題で具体的に書ければ書いてください、ご自身のことでも見たり聞いたりしたことでも構いませんにすると、入口のところで自分の問題意識を素直に書けるかもしれませんね。

(事務局)

ただ、集計上、難しくなりますね。全部分けていくと集まらないです。

どうして、こういう形にするかというのは集計するとき、あまり少なくすると選択肢が無くなってしまいうし、いろいろあるのです。少なくするのもいいのですが、多くしてしまうとばらついてしまうということもありますし、個人で、自分で書いていくというものもあるのですが、子どものことを書いているのか、何のことを書いているのか分かりにくいこともあるし、統計をする前提であれば、最後の時に集計が難しいかなということもあります。

(委員)

でも、私は、1はなくてもいいと思います。2のところから始めてするのはどうですかね。

(事務局)

結構ですよ。

この順番は、全然意識していただかなくて、これは簡単なジャンルごとにまとめただけです。順番は、今、仰られるように楽な形から入れるような質問にしたいのです。

(会長)

例えば、人権という言葉に興味があるかないかと言うと、あると答える人と私は関係ないと答える人がいるかもしれないですが、その人が社会生活している上で問題意識を持っていることは、他の人から見たら極めて人権的な課題であるなど、重要だなどと思う課題であるのですね。

だから、これは人権意識調査ということですから、人権という言葉を使わなくてはいけないということかもしれないですが、あなたが持っている問題意識とか、興味があることとか考えなくてはならないこととして、今、どのようなことがありますかと、下の中から複数で選んでいただいて結構ですというようにした方がいいように思います。

これは人権の問題というように、先ず、枠を嵌めてしまうことで、人権という言葉だけで嫌なのだというような人もいますのです。そのようなことを言う人と私は別なのだと言って、そういう人に限って、私に、あなたは人権弁護士と言っているらしいなどと言ってね。私は、そんなことは一度も言ったことはないと言うのですが。ものすごくレッテルになって、それは、あまりいいことはないですよ。

一つのことを、一生懸命するのが人権弁護士のように言われて、私は、そのようなことはない、何でもするのだと言うのですが、そういうイメージでとられたくないなという感じは、どうですかね。

(委員)

調査票が届いた時点で、この人権施策課の調査が、たまたま、あなたに当たりましたという形で来るわけじゃないですか。大変なことに当たってしまったというのが、先ず、最初だと思うのです。でも、調査票を開けてみた時に、面白いことを聞いているなという印象が、先ずあったら書いてくれると思うのですが、提出する側が、うっとうしい物を受け取ってしまったなという人が、先ず、半分以上ということ的前提にしないといけないと思います。

(事務局)

仰られるとおりです。封も開けてもらえない可能性もあるのです。中身を見てもらえないのです。

(委員)

確かに、開けなくてはいけない書類だと思いながら、この封筒で来たらどうしようかなと思いますね。

(委員)

どうして、こんな調査に当たってしまうのだろうという感じですね。

(会長)

本来で言うと、人権という用語自身も多様性があるから、人権に関心がありますかという設問は、実は、あまり適切な質問ではないかもしれませんね。

(事務局)

これを問われたら、答えられるかと言われたら、確かに難しいのです。

(委員)

人権という定義がね。

(事務局)

定義は何なのだという、関心があるのは分かるが、人権とは何なのだとするので難しいのです。

でも、大阪府と大阪市が、このものズバリでアンケートしておられるのです。

(委員)

調査票が届いて、人権ってうっとうしいなと思って開けたけれども、順番に設問に記入して行って、最後に、自分が知らない間に人権について、改めて考えていたなと思って封を閉じて送り返してくれるような設問ができたらいと思いますね。

(事務局)

今、仰られたことはいいことです。

ただ、答えているだけではなくて、こうなのかというような、多少、知識の習得のようなものがなかったら、ただ、書き過ぎると誘導するようなどころもあるのですが、今、こうなっているのかということが多少とも分かるようなアンケートなどは確かに理想だと思うのです。

答えやすいとか、そういうこともありますし、ただ、今までよくあるのは、「どちらかと言えば、そう思う」とか、「どちらかと言えば、そうは思わない」とか、ややこしい答え方をして、最後、分からないなど書いたら、ひょっとしたら、分からないと最後まで続けて出してやれという話になるので、聞き方も含めて、言い方も端的にしないといけないと思うのです。

過去の統計を見ていると、「ある」、「ない」とはっきり、分かっているようなものがないのです。僅差で、「分からない」とか、「どちらとも言えない」というのが一番多いです。一番多いのが、それだとなってきたら、結局、調査してもなかなか実態が掴めないという調査が結構多いので、今、仰られているのは、平易な文章であったり、多少、読みやすいというか、質問も含めて納得しやすいような文章をと、そう考えていかないといけないと思っています。この、資料の設問がそうになっているとは思っていないのです。

ただ、今日の会議の中で何もなかったら、叩き台になりませんので、とりあえず、事務局が今、提示するとしたら、この程度のものであるとのご理解で結構かと思えます。

だから、今、いろいろご意見をいただいたものを含めて、今度、次の時にごろっと変えたものを持ってくるかもしれないことも多分にあるなと思っています。逆に、今のお話をいただいたら、だいぶ悪いところが多いなと思いますので、良いところだけを言ってもらった方が、答が早いかもしれないと思います。

(委員)

興味、関心のある問題はこの中でどれですかというような形で選んでもらうということで、2から始めるということでもいいじゃないですか。

(委員)

児童生徒に分かりやすい人権という言葉としては、今は、人権感覚を言うのに大切さという言葉が使われているじゃないですか。平成20年3月の人権教育についての指導方法等のあり方についての第三次の取りまとめでしたか。その中で、人権というのを児童生徒に分かりやすく、自分の大切さと同じように他の人の大切さを認めることと置き換えをしているのですが、「あなたとか、あなたの周りにいる人たちが大切にされている街だと思いますか」などという、そういうような聞き方から入るといいかもしれませんね。

(会長)

なるほどね。

今も、書いていくうちに、こんなことも考えていくのかというようなアンケートにした方が行政としても、人の協力を得る上ではいいかもしれないですね。

それと、なかなか言えない、行政にも伝わりにくいだろうが、実は悩んでいる、不安に思っているという部分も聞いてもらえればというような項目は、一つは絶対に入れましょう。そうすると、あとの結果も気になる。行政がしてくれるのかということにもなってくるということにもなるので、それも意識しながら、少し項目も見てくださいか。

2のところの表示に「人権にかかわるいろんな問題がありますが・・・」というところの表現は、自分で入口のところを閉ざしているの、「あなたにとって大切なものは」とか「興味、関心があるものは」とか。だから、「あなたの関心があるもの、大切なものと思われるものはどんなものがありますか」としたらどうですか。

(委員)

でも、そうしてしまうと、次の女性に関する問題と言ったときに、何の問題か、さっぱり分からなくなってしまいますよね。

(会長)

そうですね、もう少し何か入れた方がいいかもしれないですね。

(委員)

何か、入れないといけないですね。

(委員)

もう少し、具体例がないから分かりづらいだけじゃないですかね。子どもに関する問題とか。

(委員)

だから、1、2のそこを変えていくということです。

(委員)

だったら、子どもの教育の問題なのか、虐待の問題なのか、成長の問題なのか、何か分からないですよ。

(会長)

全体の項目の数で言うと、1と2を足すと二つの項目に分けてもいいから、1から20まで挙がっているものを上手に、家庭内の問題とか、日常生活と職場、それ以外とか、これで二つの項目ぐらいに分けると分かりやすくなりますかね。

これで行くと、1. 2. 3. 4、でも、3の高齢者の問題などは社会的な問題でもあるのでしょね。

(委員)

でも、境界にある問題も出てきますよね。それは、已むを得ないですよ。

(委員)

でも、家の中に高齢者を抱えていたとしたら、高齢者の問題は出てきますよね。

(会長)

今、介護は大変ですからね。

(事務局)

細かく決めていただかなくても、取りあえず、何回か修正の機会がありますので、6月ぐらいまでの間で決めていきたいと思っておりますので、雑駁なご意見で結構です。

(会長)

今、1、2について、先ほどの方向性、一つは質問に答えていくということで、いろいろ

ろとセッションが与えられていく、もう一つは、やっと言えたというか、聞いてもらえたというか、行政が聞いてあげないといけない不安とか問題点などということも、もしくは、してしまって悩んでいて悶々としているということも聞けるような、こういう二つの項目で、1、2については、かなり議論ができました。

3、4は、どうですか。現在の社会感。

(委員)

極めて、漠然としている感じがしますね。

(委員)

分かりにくいですね。

(委員)

だから、1、2、3、4で一つの導入部分的な形で、是非聞かないといけないということであれば、1、2、3、4で導入部分で雑駁な質問を一つ作るというような、それくらいの方がいいような気がしますね。

(会長)

なるほどね。

(委員)

これを聞いて具体的に何になるのかという気がしますね。

(会長)

世の中に腹が立つことが多すぎるとい人が多いからといって、どうしてくれるのになりますからね。

(委員)

私も、これは意図がよく分かりません。

(委員)

ただ、経年で比較するので必要だからということですか。

(事務局)

いえ、それはそれで資料として提示させていただきただけで、これを全部残さないといけないということではないです。

(会長)

ただ、面白いなと思ったりもするのです。つまり、これで何かできるとか、何かするということではないのですが、現時点の我が国の社会について肯定的に、これから良くなると思えているのと、行き詰っていると、失われた20年などと呼ばれていて、日本社会全体が活気を持てなくなった。今、やっど、株が上がっていますね。それは気をつけないと、また、絶対、下がっていきますよ、これで、ずっと上がっていきますよという大間違いという危険性が、今、日本にあるじゃないですか。それが、市民的な意識として、どうなのかというのは、ある意味、1くらいでね、それで、生駒市がどうできるわけでもないですが、今の社会、皆、どう思っているというような質問の仕方を変えれば、書きやすい入口にならないかと思うのです。

(委員)

そうですね。

(会長)

全く意味のない項目なのですがね。

(委員)

2が一番大事だと思うのでね。どういう人権問題に意識を持たれているか。その導入部分としては、いいような感じもします。

(事務局)

一つは、こういう羅列を考えているのではなくて、例えば、クロス集計として、人権について関心がないという人は、この問題をどう答えたのかとか、そういう意味合いでも見させていただくということで、例えば、関心があるという人は今の世の中をどう見ているかという、関心がないという人は悲観的に見ているとか、そういうクロスのことでも出てくるのです。今、クロスのことには言っていないのですが、そういうふうなイメージも考えていることも事実なのです。

だから、漠然と聞いたイエス、ノーと、今度、細かく聞いているイエス、ノーとの羅列はさせていただく予定なのです。必ず、これをするということではなくて、リンクはそういう形でさせていただこうと考えています。

(委員)

1番の差別意識は社会順応型というか、皆がするというからするという、例えば、仏滅と大安にこだわる人は、差別意識が少し高めだったりなど、そういうことの有意性も出しておられるので、現在の社会感の項目というのは、今の生活に満足しているかによって差別意識に変化があると、先ほど、クロス集計と言われましたが、後の分析は少し面白いことになるのかなと思います。

(事務局)

人権課題を捉える前に、今の社会をどう捉えているか、良い社会と思っているのか、悪い社会と思っているのか、この質問がいいと言っているわけではなくて、社会感を聞くというのは、人権のアンケートの中では、結構、重要度があると言いますか、それを社会と個人に両方に聞いてクロスするなど、それに個々のことをどう考えているかという相関関係のようなものを持っていくのは、手法としては、結構あるのです。

前回は、一つには少し社会学的になり過ぎて、そもそも体罰論など社会的なテーマを先に挙げて、それにひっかけのような質問があつて、よくあるのは人権を言葉でどう想像しますかとか、結局、批判的に言うのか、献身的に言うのかというのが最初にあつて、結局、それが最初から決まらなくて、その数が多いのは、こういう考えの人が多いというような社会学的な方は結構、そういうのが多いのです。

しかし、そうすると、一般的に見ると分からないというのがあって、何故、そういう答に導かれているというところが分かりにくいというのがあるので、今回はそういうことを無しにしていますので、フラットな感じで、一般の方が見たら、そうなのかというようなイメージの結果、まとめになるような形にしたいなと思っています。

(委員)

簡単で何か自分が考えてみて○付けられるというもの、でも、すごく自分自身のことが最初にきた方が、例えば「あなたは自分自身が大切にされていると思っていますか」というようなことがあったとしたら、質問は簡単だけど、「私は大切に思われているだろうか」、「大切にされていないかな」など、先ず、そこで先ず自分のことを考えてしまうところから入って、次に社会に行つて関心あることはという形になる方が良いのではないかなと思います。

(会長)

それは、いいですね。でも、それはものすごく能力が要るんですね。

我々も依頼者と面談する時に、始めに問題は何ですかとすると、かなり緊張するでしょ。世間話から、今日は暑いね、あなたのところ家族は何人など関係のないところから聞いてあげた方が、話がしやすいですね。

だから、「ご自分が大切にされていると思いますか」、「誰から大切にされていると思

ますか」、「誰から疎んじられていると思いますか」などというのは、それを聞いてもらいたいし、聞いてもらえる人が欲しいというところでしょうね。

では、先ほどの4は事務局が新たに作ったのではないかなと思っているのですが、どうですか。

(事務局)

これは、前にあったのです。前回に初めて作ったのです。それまで、社会感というのは、あまり聞いてなかったもので、社会感も必要だろうということです。

(会長)

なるほどね。

(事務局)

逆に、今まで社会感というのをあまり聞いていなかったもので、社会感というのも必要だろうということです。

(会長)

「人権に関心がありますか」という入り方からいって、さあどうしようかなという時と、「あなたは、この世の中をどう思いますか」と始まる方と、これはどう思いますか。

(各委員)

4の方がいいと思います。

(会長)

4の方がいいね。

(委員)

だから、この質問は、覚えているのです。たくさん質問をしたら、どれがどれか分からなくなるのですが、でも、生駒市のこの調査項目は残っています。

だから、前回したなと思って、最初に見た時に「今の世の中は腹が立つことが多すぎる」に当たり前だと思いながら、やはり、この設問はすごくいいと思いますね。

(会長)

これは、秀逸ですね。

(委員)

結構、社会感というのは人権に密接に関係していると思うのです。例えば、中国の反日運動がありますね。あの人たちを見ていたら、ものすごい格差で、たくさん貧困層の人が反日運動をしていると聞いているのですが、それは、やはり社会の敗者があって、どう思っているのというのを反日にぶつけるような気がしてなりません。

(会長)

それは、仰るとおりです。経済的な問題、社会的弱者、そういうことから見ているから、当然ですね。

(委員)

社会感というのは大事だと思いますよ。

(会長)

5はどうですか。

(委員)

世界人権宣言を知っているか、知っていないかで、市民の人権についての関心度が高いとか低いとかは、あまり関係ないと思うのですがね。

(会長)

あまり、関係ないですよ。実際言って、分かる人はほとんどいないと思いますよ。



(事務局)

ほとんど、知られていないと思います。

(委員)

世界人権宣言を知らしめることが、市の施策として大事だということであれば、それはそれで分からないことはないと思います。ただ、人権擁護に関する条例がありますよ、人権週間ではこういうことをしていますよ、人権を確かめあう日は、こういうことをしていますよ、これを、知っていますかと言うのなら、7が必要でしょう。

(会長)

この5、6、7というのは、どういう位置付けになるのでしょうか。結局、先ほどの委員が言われたように、市がしている施策や文章や市の窓口を、どれだけ知っていますかということですかね。

(事務局)

ジャンルとしては認知度ですね。一般的に人権について関心のある人もない人も認知度としては、どの程度知っているかということです。それだけなのですが、質問項目が多いので、もう少し絞らなくてはいけないのですが、相談窓口などはそうで、実際に人権侵害を受けた後の質問になるのですが、ほとんど兄弟、友達などに相談したりしている人が多くて、弁護士さんも含めて警察であったり、本来、普通に行政から考えると警察、弁護士、裁判所、行政など、そういうところに行くだろうなと思うところに行かずに、本当に身内で済ませているというのが多いです。

その辺を計るという意味での認知度というイメージなので、それは、別項目で書いてくださいとただけで、今は委員さんが仰られたように、まとめたり精査するのはいいのではないかなと思います。

(会長)

これらの文章、法律というものを知っているかどうかということを知ることには、私はあまり意味がないと思います。知ってもらう必要はあるだろうだし、それを体現する必要はあるのですが、今の時点で、この調査で、何か、あなたは知らないのかというように言われているような気がしませんか。私などは、そう思うのです。

(委員)

そう思われると、先ず思った方がいいと思います。だから、家で、自分で全部調べました。

(会長)

5は、そういう留意ををするとして、今日は6、7くらいまで検討して、あとは次回以降に続けたいと思いますが、事務局が説明されたように何を利用しようとしているかを聞く必要はありますよね。自分が困った時、権利を侵害された時、どういうところを利用していますか。その理由と市はこのようなこともしていますが、それを利用されなかった理由を掴めれば、より施策に繋がりそうですね。

(事務局)

本来、人権侵害を受けた場合は、裁判所、法務局、弁護士のこの三つが絶対に挙がってこないといけないと思うのです。本来の知識として持っておられたら、この三つのうちの一つは挙がってこないといけないのですが、三つとも挙がってこないことが多いのです。

(委員)

一般的に、ものすごく敷居の高いところじゃないですか。だから、なかなか、すぐにそこへとはならないと思います。先ず、敷居が高いと思いますので、何でここに行き着かないのかというのがあったらいいですよ。

(事務局)

そのとおりですね。

(会長)

この6と7は、ある意味で後の項目などで人権侵害や辛いことを聞かざるを得ないでしょうが、その処理をするシステムだとかサポートしてもらえるといるところを、きちんと分かってもらいたいし、分からせるというより、分かってもらえるかどうかをお聞きするという姿勢で、もう少し、表現は、ひと工夫も、ふた工夫もあってもいいところですね。

例えば、どんなふうに表現を考えられますかね。人権問題を相談するという打ち出しが硬いですよね。何か、あなたが困っていることに対しては、こういう相談場所があるのですよと分かるような位置付けを分かるようにした方が、人権問題を相談すると言ったら、硬すぎるでしょう。

(委員)

奈良県などは、結構、具体例のようなものを出していて、例えば、「あなたに、こんな問題が起こったときに」とか「知り合いにこんな問題が起こったときに、あなたはどこに相談しますか」というようにしていますね。

(委員)

でも、それだったら、すごくたくさん量になってきますね。

(事務局)

それはいいのです。でも、あまり長い文章になったら、読んでもらえないのです。仰ることも充分、分かります。文章が短ければいいということではないので、仰られるようなところのフレーズが必要かなと思います。

(会長)

ここは、ある程度、知恵が要るし、我々の知恵を出していきたいですね。これでは、つまらないでしょう。1. 人権擁護委員、2. 弁護士、3. 法務局、これで何をせよというのという、使ったこともないと言う人にとってはね。

(事務局)

肩書きが、実際に何をしてくれる人か分かっていなかったら、意味がないですよ。弁護士さんとか、直接、お話できるのかなという、行ったことのない人には、あまり分からないというところが確かにあるのです。

でも、一つには集計上の問題もあって、ある程度分けておかないといけないというところもあるのです。アンケートの中には、言葉の説明をしているのもあるのです。そういう方法もあるのです。ちょっと横文字を使い出したら、ドメスティックバイオレンスなんか分からないようなこともあって、それを説明しているようなアンケートもあって、それもあまり多くなっていくと、資料編を見ないと分からないというようなことにもなるので、その辺は端的に、そこで括弧書きで説明しておけるものは説明をしておくというようにしてもいいのかなと思います。その辺の手法は考えたいと思います。

(会長)

そうですね。では、今日は6と7については、大変重要な、市の今後の施策をしていく上でも、いろいろ権利侵害から救済をしていくというように、個別ではなくて、行政としての全体での施策を形成していく重要なところですが、これは、あまりにも無味乾燥だから、次回には、皆さん、ここから、他のも参考にしたりして、ちょっとアレンジをした提案を頂くということにしましょう。次回までには、資料には一応、目を通して、もう一度、目的だとか方法、16歳にするのかなど、とことん検討して、意見をまとめることにしようかと思いますが、いいですか。

(全委員)

はい。

(事務局)

(審議会の日程の確認と調整)

(会議録の確認と事務連絡)

(会長)

それでは、本日の会議は閉会とします。お疲れ様でした。

(事務局)

ありがとうございました。